

京都市自動車運送事業管理の受委託の受託者選定委員会規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年5月7日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第1号

京都市自動車運送事業管理の受委託の受託者選定委員会規程の一部を改正する規程

京都市自動車運送事業管理の受委託の受託者選定委員会規程の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第3条第2項中「次長をもって充てる」を「委員の互選により定める」に改める。

第4条第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の場合においては、議長は、委員として表決に加わることができない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(交通局自動車部営業課)